

審査統一基準（五段以下）

| 段・級位 | 体配 | 射法・射技 | 備考 | |
|------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 五段 | 射形・射術・体配共に法にあって射品現われ、精励の功特に認められる者 | | | |
| | 規矩に適った起居進退身につき、落ち着きある容儀、態度。和服着用、肌脱ぎ又は襷さばき（坐射）の実施。 | 基本体型の堅持。 縦線を軸とした引き分け。充実した会。詰合い・伸合い。 気合いの発動による鋭い離れ、弦音、残身、弓倒し。 体配と相俟って射法、射技の総体に現れる品位と格調。 | | |
| 四段 | 射形定まり、体配落着き、氣息正しく、射術の運用法に適い、離れ鋭く、的中確實の域に達した者 | | | |
| | 体配身につつき、息合いとの協応。 適正な行射の運行（審査の要領、射手相互の間、失の処理など）。 | 縦横十文字の規矩と五重十文字。 氣息正しく射法に適った射術の運用。 心の安定・氣力充実した会。詰合い・伸合い。 手の内の働き（正しい弓返り）、鋭い離れ、気合いのこもった残身。 | | |
| 参段 | 射形定まり、体配落着き、氣息整って、射術の運用法に従い、矢飛び直く、的中やや確實な者 | | | |
| | 呼吸に合せた基本の姿勢・動作の実施。落ち着きある態度。目づかい。 審査の要領に則った行射。 | 射法八節に従った射術の運用。 正しい足踏み・胴造り。五重十文字。 手の内の働き（弓返り）、矢束・頬付・胸弦・的付け。 離れ、残身、矢飛び。 | | |
| 式段 | 射型・体配共に整い、射術の運用に氣力充実し、矢所の乱れぬ者 | | | 箭こぼれは残り1射で評価。2射共にこぼれれば否。（式段～初段共通） |
| | 執弓の姿勢、矢番え、足の運びなど基本の姿勢・動作のほぼ確実な実施。 | 概ね適正な三重十文字、五重十文字。 氣力ある射術の運用。離れの方向、氣力ある残身。 的中不問。 | | |
| 初段 | 射型・体配型にあって、矢所の乱れぬ程度に達した者 | | | |
| | 基本の型に適った姿勢、動作。節度ある態度。 | 型に適った射法八節の運行。 スムーズな引分け、努力した会、元気な離れ、氣力ある残身。 弓倒し後の崩れのない姿勢。 矢枕落ち不問。 | | |
| 一級 | 射型・体配概ね正しいものと認められる者 | | 箭こぼれは、残り1射で判定。2射共にこぼれればもう1射引かせて判定。3回こぼれれば否。（級位共通） | |
| | 概ね基本の型に適った姿勢、動作。弓矢の取扱い。 | 概ね型に適った射法八節の運行。 | | |
| 二級 | 修練の程度三級に比して著しく進歩を認められる者 | | | |
| | 三級に比し相当進歩した姿勢、動作。 | ほぼ間違いなくできる射法八節の運行。 | | |
| 三級 | 射の基本動作及び弓矢の扱い方がやや整い、秩序ある指導の下に修練を経たと認められる者 | | | |
| | 基本動作や弓矢の扱い方が指導に従って概ねできること。 射法八節の運行を概ね順序に従って実行できること。 | | | |
| 四級 | 秩序ある指導を受けており、弓矢の扱い方に進歩があると認められる者 | | | |
| | 道場内の行動や弓矢の扱い方に進歩が見られること。 矢を安全に飛ばすことができること。 | | | |
| 五級 | 弓道修練の初歩的階層にある者 | | | |
| | 四級の域に達していない者。 | | | |

註1 各段級上段のゴシック体は、審査規程第8条（段・級位の資格基準）の文言。

註2 審査に当っては、上記の統一基準項目を観点として、総合評価する。